

番号	質問	回答
1	転籍届や分籍届の手続きの期限はありますか？	特に手続きの期限はございません。
2	転籍届や分籍届はインターネットから手続きができますか？	申し訳ありませんが、インターネットでの手続きはできません。豊田市役所やお住まいの市区町村役場にて届出をする必要があります。
3	転籍届や分籍届は支所や出張所でも手続きできますか？	手続きできます。ただし、駅西口サービスセンターは届出を受け付けておりませんのでご注意ください。豊田市外に住んでいらっしゃる方は、お住まいの市町村役場でも手続きができます。
4	豊田市のホームページに掲載されている転籍届は、提出先が「愛知県豊田市長殿」となっています。豊田市での届出にしか使用できないのでしょうか？	提出先を書き換えていただければ、日本全国どこの自治体でもお使いいただけます。
5	各種変更手続きの中で本籍に関わるものは何がありますか？	一般的にはパスポートの申請、自動車運転免許証、各種国家資格証などが挙げられます。変更手続きが必要か否かは、各発行元でご確認ください。
6	一緒に住んでいる子どもが「本籍変更のお知らせ」に載っていませんがなぜですか？	戸籍には夫婦と未婚の子どもが記載されます。例えば、一緒に住んでいても婚姻すると父母とは別戸籍となります。また、1人で独立して戸籍を作る「分籍届」を提出すると、父母とは戸籍が別れます。
7	自分の現在の本籍に対応する、区画整理後の新しい地番が知りたいのですがどうすればよいですか？	市民課 戸籍担当までお問い合わせください。
8	不明な点がある場合はどうすればよいですか？	市民課 戸籍担当までお問い合わせください。